

令和 6 年度
船橋市総合防災訓練実施要綱(案)



船橋市

1. 訓練の目的

災害対策基本法第48条及び船橋市地域防災計画(第2部第1章第1節第3防災訓練)に基づき、本市に大きな被害を及ぼす恐れのある千葉県北西部直下地震の発生を想定し、市が関係機関及び市民と一体となって、災害発生後、防災活動が迅速かつ的確に実施できるよう、体制の確立を図ることを目的として訓練を実施する。

2. 訓練の方針

首都直下地震の発生が危惧されているなか、千葉県が被害想定した千葉県北西部直下地震発生後、迅速かつ柔軟な対応がとれるよう、市職員の対応力強化及び市職員・施設職員、関係機関の連携強化を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚を図る。

3. 訓練実施日

令和6年11月24日(日) 9時00分から12時00分まで

4. 訓練会場

訓練会場については、市立55小学校、市立26中学校、船橋特別支援学校高根台校舎の計82会場にて実施し、主会場については七林小学校とする。

各訓練実施項目及び訓練会場は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|-------------|
| (1) いっせい行動訓練(シェイクアウト訓練) | 市内全域 |
| (2) 避難訓練 | 市内全域(参加者のみ) |
| (3) 避難所開設・運営訓練 | 全82会場 |
| (4) 避難所運営本部訓練 | 主会場のみ |
| (5) 資機材取扱訓練(携帯トイレ等) | 全82会場 |
| (6) 初期消火訓練及び担架取扱訓練 | 全82会場 |
| (7) 備蓄食料配食訓練 | 全82会場 |

5. 訓練従事者等

- (1) 市職員(避難所配備職員・避難所非常参集職員・職員防災士・関係課職員等)
- (2) 学校職員
- (3) 消防職団員
- (4) 市民(参加者の制限なし)
- (5) 防災関係団体
船橋S Lネットワーク・船橋市アマチュア無線非常通信連絡会・千葉県獣医師会・千葉県動物愛護推進員・日本防災士会千葉県支部・千葉県防災士会・船橋防災連絡会 等

6. 訓練想定

令和6年11月24日(日)9時00分、千葉県北西部を震源とする地震が発生、地震の規模はM7.3と推定され、市内でも最大震度6強を観測した。

地震により、住家や道路などに甚大な被害がもたらされ、ライフライン機能が失われた。また、死者、負傷者等多数発生、市街地を中心に多数の火災が発生している。

7. 訓練内容

(1) いっせい行動訓練(シェイクアウト訓練)

概要：家庭等の日常生活の場において、各自が冷静に判断し行動できるように、いっせい行動訓練(シェイクアウト訓練)を実施し、その後、家族の安否確認の方法、非常持出品の確認などを実施する。

(2) 避難訓練

概要：各自が避難所までの安全な経路を確認しながら、避難訓練を実施する。

(3) 避難所開設・運営訓練

概要：「避難所運営マニュアル」や「避難所運営アクションシート」に基づき、避難所開設・運営訓練を実施する。

主会場：避難所開設・運営に必要な各班に分かれ訓練を実施する。

- ① 総務班 避難者受付訓練
- ② 情報班 避難行動要支援者名簿消込訓練
- ③ 食料・物資班 物資輸送・受渡し訓練及び受水槽の取扱訓練
- ④ 保健・衛生班 ペット同行避難・受入訓練
- ⑤ 要配慮者班 要配慮者受入訓練

その他会場：避難者受付訓練を実施し、動画視聴により避難所開設・運営方法の確認を実施する。

(4) 避難所運営本部訓練(主会場のみ)

概要：避難所内の状況やルール決めのための、避難所運営本部訓練(状況報告会)を行う。

(5) 資機材取扱訓練(携帯トイレ等)(全82会場)

概要：マンホールトイレまたは簡易トイレ設置訓練及び携帯トイレの取扱訓練を実施し、ごみの廃棄について確認する。

(案)

(6) 初期消火訓練及び担架取扱訓練（全８２会場）

概要：水消火器を用いた初期消火訓練及び担架（備蓄品）の取扱いと応急担架の作成訓練を実施する。

(7) 備蓄食料配食訓練（全８２会場）

概要：備蓄食料（アルファ化米）を調理し、実際に町会・自治会毎に配食訓練を行い、その場で備蓄食料を喫食する。

8. その他の訓練

【船橋市保健所による防災訓練】

災害医療対策本部運営訓練、病院前救護所（板倉病院）設置・運営訓練、災害対策本部情報連携訓練、災害拠点病院（医療センター）情報連携訓練

訓練日時：令和６年１１月２４日（日）９時００分から１２時００分まで

訓練内容：災害医療対策本部と病院前救護所の立上げを同時に行い、それぞれの運営訓練を実施する。病院前救護所から災害医療対策本部に対し、重症患者の転院要請や水・燃料等の支援要請を受けた場合の訓練を実施する。また、この要請に基づいた災害拠点病院及び災害対策本部と衛星携帯電話等を用いた支援策調整訓練を実施する。

【船橋市立医療センターによる防災訓練】

災害対策本部（医療センター）設置及び運営訓練、患者受入訓練等

訓練日時：令和６年１１月２４日（日）９時００分から１２時００分まで

訓練内容：災害対策本部（医療センター）の設置及び運営訓練、初動対応及び被害状況報告訓練を実施する。また、トリアージセンター開設及び患者受入訓練を実施する。さらに、災害医療対策本部（保健所）と情報連携訓練を実施する。

【防災関係機関との情報伝達訓練】

防災 MCA 無線通信訓練及び情報伝達訓練

訓練日時：令和６年１１月２９日（金）９時３０分～１０時３０分

訓練内容：防災 MCA 無線により防災関係機関及びライフライン各事業所への通信訓練及び情報伝達訓練を実施する。

参加予定機関：国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所船橋出張所・陸上自衛隊第一空挺団第１普通科大隊・千葉県企業局船橋水道事務所・千葉県船橋警察署・千葉県船橋東警察署・千葉県葛南土木事務所・千葉県葛南港湾事務所・東京電力パワーグリッド(株)京葉支社・東日本電信

(案)

電話(株)千葉事業部千葉西支店・京葉ガス(株)供給企画部災害対策室・東日本旅客鉄道(株)船橋駅・東武鉄道(株)船橋駅・京成電鉄(株)船橋駅・新京成電鉄(株)北習志野駅・東葉高速鉄道(株)運輸施設部 飯山満駅・北総鉄道(株)小室駅・東日本旅客鉄道(株)西船橋駅・船橋新京成バス(株)鎌ヶ谷営業所・船橋新京成バス(株)習志野営業所・ちばレインボーバス(株)・京成バスシステム(株)・京成バス(株)習志野出張所

9. 訓練の中止

訓練は雨天決行とするが、災害が発生し又は発生のおそれがある場合は中止とする。なお、訓練の中止決定については、当日の午前7時30分とし、職員への連絡は職員参集メールで行い、市民参加者には防災行政無線等を用いて、中止の周知を行う。

その他、市として対策が必要になった場合には、訓練の中止等を検討する。

10. 安全管理

各訓練会場における安全管理については、訓練従事職員の代表者が配慮することとする。

11. 主催

船橋市